

# 法人が負担した罰金・課徴金と取締役の損害賠償責任

新井 弘 貴

## I 問題の所在

本稿は、法人が負担した罰金や課徴金を民事上の請求（会社法 423 条）を通じて取締役に賠償させるという一見当然に行うことができるように思われる法的な請求についてどのような制約がありうるのかという点につき、主として金融商品取引法上の開示書類の虚偽記載を題材として若干の検討を試みるものである。検討の順序としては、まずⅡにおいて法人に科せられる罰金や課徴金の趣旨や法的な性質について概観し、その上でⅢにおいて民事上の損害賠償請求（会社法 423 条）を通じて当該金銭相当額を取締役に転嫁することの是非について学説や裁判例における議論を基礎に改めて検討を加えたい。

## Ⅱ 法人に科せられる罰金や課徴金の趣旨と概要

### 1 法人処罰

#### (1) 法人処罰の趣旨と形式

法人処罰（実行行為者とは別個に法人をも処罰すること）の趣旨は一般に「法人の意思決定過程」に社会倫理的な非難を加えることであるといわれている。その目的は犯罪の抑止（一般的予防・特別予防）にあるが、わが国の法人処罰においては両罰規定という法形式が採用されている。すなわち、法人そのみを単体で処罰することは許されず、「ある特定の自然人の行為」を媒介として当該自然人が処罰されることを前提とし、当該自然人の行為（故意または過失）を法人の行為（故意または過失）と同一視できる場合にはじめて法人にも刑事罰を科すことが許される<sup>1</sup>。判例法理によれば、①法人の代表者が処罰の対象となる場合には法人の代表者の行為がそのまま法人の行為となり法人は処罰され、②代表者以外の従業者が処罰の対象となる場合には、法人の代表者等が当該従業者の法令違反行為を適切

<sup>1</sup> わが国における法人処罰の制度概要等については樋口亮介「両罰規定」山口厚編著『経済刑法』（商事法務、2012）339頁以下、上篤一高「開示制度に関する金商法のエンフォース手段のあり方—刑事法の視点から」山田泰弘＝伊東研祐編『会社法罰則の検証—会社法と刑事法のクロスオーバー』（日本評論社、2015）71頁以下、西田典之「団体と刑事罰」芦部信喜ほか編『岩波講座基本法学2（団体）』（岩波書店、1983）259頁以下などを参照。

に監督していたと認められない場合に法人が処罰の対象とされる<sup>2</sup>。法人による監督義務違反が問題となる場合、当初より法人の過失が推定され、法人の側で監督に過失が認められなかったことを主張・立証することになる（過失推定説）<sup>3</sup>。なお、前者の処罰類型における法人の行為と同一視されるべき者の範囲については、形式的な意味での代表者（代表取締役）のみと解することは現実的ではなく、その他の取締役や上位幹部によって行われる行為についても、それらの者に法人としての実質的意思決定権限が付与されていると解することができる<sup>4</sup>。

## (2) 法人重科

わが国両罰規定の特色は、特に金融商品取引法や独占禁止法等の経済法令において自然人である実行行為者に科せられる罰金よりも法人に科せられる罰金を多額にするという法人重科がなされている点である。例えば金融商品取引法 197 条 1 項 1 号において重要な事項に虚偽の記載のある法定開示書類（有価証券届出書、有価証券報告書等）を提出した者（自然人）については、「10 年以下の懲役もしくは 1000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とされている一方で、法人に科せられる刑事罰については同 207 条 1 項 1 号において 7 億円以下の罰金が科せられる旨が規定される<sup>5</sup>。このような規定の建付けになっている背景としては、①法人と自然人の資力が類型的に格段に相違する点（罰金の与える痛み等の等価性と抑止力を確保するという見地）、②自由刑を科すことができない法人には自由刑に見合うだけの刑罰を科す必要性がある点が挙げられる<sup>6</sup>。

## 2 課徴金

### (1) 課徴金賦課の方式

課徴金は一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課す行政上の措置であり<sup>7</sup>、国庫への金銭の支払いを強制する制度であるという意味では罰金と共通する。一方、刑事罰との比較で重要な相違点は①法人に罰金を科す場合のように両罰規定の仕組みによる賦課が要求されないこと（自然人に対する課徴金の賦課が前提とならないこと）及び②少なくとも

<sup>2</sup> 最判昭和 40 年 3 月 26 日刑集 19 卷 2 号 83 頁。

<sup>3</sup> 法人による違反行為防止措置義務を明記した条文としては例えば労働基準法 121 条参照。

<sup>4</sup> 樋口・前掲（注 1）354～355 頁。

<sup>5</sup> 虚偽記載有価証券報告書提出罪の法的性質については、小林史治「虚偽記載有価証券報告書提出罪は「形式犯」か否か」NBL1142 号（2019）46 頁以下参照。

<sup>6</sup> 樋口・前掲（注 1）358 頁。

<sup>7</sup> 三井秀範編著『課徴金制度と民事賠償責任—条解証券取引法』（金融財政事情研究会、2005）13 頁。

も虚偽記載のある開示書類の提出を理由として法人に課徴金が課せられる場合については賦課の対象となる主体に帰責事由(故意・過失)が要求されないことの2点である<sup>8</sup>。したがって、賦課の主体である法人が形式的・客観的に条文に規定する違反行為を行っているという事実が認められれば足りると一般的に解されている。

## (2) 課徴金制度の趣旨と賦課の要件

課徴金制度の趣旨・目的は「違法行為の抑止」にある<sup>9</sup>。金融商品取引法上の課徴金制度についてみると、実際には形式的に計算された「利得相当額」が賦課されるが、それはあくまで違反行為を抑止するための最低限の水準・基準を定めたものであると理解されている<sup>10</sup>。また、その点との関係で違法行為の抑止をその趣旨・目的とするのであれば、予見可能性や回避可能性の点で(例えば管理体制の不備のような)「過失」が存在しないと評価しうる場合は課徴金の賦課によって違反行為の回避を期待することが困難であるため課徴金を賦課することは相当ではない<sup>11</sup>といった主張も見られるが、発行開示書類の虚偽記載に関する裁判例においては「一般的、典型的に想定される経済的利得の額に相当するものとして規定された金額が課され、それ自体、制裁の実質を有する水準のものとはまではされていないことに照らすと……責任非難を基礎とした制裁として科される刑事罰とは基本的な性格が異なる」と判示されており、発行会社の故意・過失は要求されていない<sup>12</sup>。

課徴金がいわゆる「結果責任」を問うことによって違反行為の予防効果を狙ったものであること<sup>13</sup>を念頭に置くと、当事者の帰責事由を問わなくとも潜在的違反行為に対する抑止効果を実現することは可能であるからこの点の批判は当たらないように思われる。なぜなら結果責任を問うことで行為者はそもそも違反行為それ自体をしないように高度の注意を払うようになるからである<sup>14</sup>。しかし、無過失責任一般についていわれるように、このよ

<sup>8</sup> この点、虚偽記載のある発行開示書類の提出に関与した役員等による自己所有有価証券の売付けやインサイダー取引、相場操縦行為などについては主観的要件が課徴金賦課の条件とされていることには留意が必要である。

<sup>9</sup> 金融商品取引法上の課徴金制度については三井・前掲(注7)13頁参照。また独占禁止法上の課徴金制度については最判平成17年9月13日民集59巻7号1950頁参照。

<sup>10</sup> 三井・前掲(注7)13頁によれば制度導入当初であることからこのような水準が設定されたようであるが、この点はその後の金融商品取引法改正でも確認されている。小長谷章人ほか「課徴金制度の見直し(2)―虚偽開示書類等の提出等に加担する行為に対する課徴金の適用」商事法務1984号(2012)38～39頁参照。

<sup>11</sup> 中村聡「課徴金制度の課題と展望」金融法務事情1900号(2010)51頁。また仮に法人に対する課徴金の賦課条件として故意・過失を要求する場合には、先にみた法人処罰と同様の判断枠組みが応用可能であることが示唆されている(上掲・前掲(注1)80～81頁参照)。

<sup>12</sup> 東京地判平成26年2月14日判例時報2244号6頁。

<sup>13</sup> 黒沼悦郎「有価証券届出書の虚偽記載に対する課徴金の要件」判例時報2265号(2015)159頁。

<sup>14</sup> 黒沼悦郎『金融商品取引法』(有斐閣、2016)203頁。

うな結果責任も違反行為の結果問われる責任の水準が高くなりすぎると関係者が過剰に注意を払うようになり、本来適切であるといえる職務の執行までもが阻害される可能性はある。そのため、例えば違反行為によって経済的利得が生じる一般的・抽象的可能性がない場合（例：会社による資金調達が実現しなかったケース）にまで条文に依拠して計算された課徴金額を機械的・形式的に課すことは比例原則違反に当たる<sup>15</sup>というように「課徴金賦課の前提条件」や「賦課の根拠となる条文」の解釈を工夫することが必要となる場面は存在する。

### (3) 課徴金の加算・減算制度

また、「違反者が得た利得相当額」との関係では、独占禁止法上の課徴金加算・減免制度にならって金融商品取引法においても導入されている課徴金加算・減算制度も重要である。この制度は違反者が過去5年以内に金融商品取引法上の課徴金納付命令を受けたことがあるときは、課徴金額が5割増額される（金融商品取引法185条の7第15項）一方、一定の違反類型<sup>16</sup>について違反者が違反行為を証券取引等監視委員会が調査に着手する前に申告した場合には課徴金の額が半額に減額される（金融商品取引法185条の7第14項）。特に後者についてこのような制度が採用されている趣旨としては、①これらの違反行為は繰り返し行われる可能性が高いことから早期発見がなされることの公益性が高いといった点<sup>17</sup>や②これらの違反行為は会社の役員・使用人の違反行為により会社が課徴金を課される類型的行為であり、会社が法令遵守体制を整えて課徴金を回避することに利益を有しているので、会社に法令遵守体制を整えるインセンティブを与えるために課徴金の減額を認めているといった点<sup>18</sup>が指摘されている。

このようにわが国の課徴金制度は、「違反者が得た経済的な利得相当額」を賦課することで違反行為の抑止を図るとはいつても、そもそも違反者に経済的な利得が生じていなくても課徴金を課することができるという見方があり、課徴金の加算・減算制度のように必要に応じてその額を増減させる制度が存在することなどからも明らかなように、その額はあくまで一応の「目安」に過ぎないといってよいように思われる。

<sup>15</sup> 黒沼・前掲（注13）157頁。

<sup>16</sup> 対象違反行為としては①発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載、②プロ向け市場の開示書類の虚偽記載、③大量保有報告書・変更報告書の不提出、④法人による自己株式に係るインサイダー取引などが挙げられる。

<sup>17</sup> 池田唯一ほか『逐条解説 2008年金融商品取引法改正』（商事法務、2008）402頁。

<sup>18</sup> 大証金融商品取引法研究会「公正・透明で信頼性のある市場の構築—課徴金制度等に係る平成20年金商法改正」（2011）20頁。

### Ⅲ 民事上の損害賠償責任を通じた取締役への転嫁

#### 1 従来の裁判例

会社に科せられた罰金や課徴金を取締役の会社に対する損害賠償責任を通じて取締役個人に対して転嫁することが可能であるか否かについては、わが国の裁判所は最近までそれが当然に許容されるものであるという認識であり、そのことを特に問題とはしてこなかった<sup>19</sup>。一方、わが国の学説においてはこのような裁判所の態度に対して会社法や刑法といった法分野の垣根を越えて問題提起が行われ、それを契機として議論が積み重ねられている。このような経緯もあり、当該問題については裁判例よりもむしろ学説において議論の積み重ねが存在することから、以下では学説の議論の状況を中心に整理・検討した上で、若干の考察を加えたい。

#### 2 学説による問題提起とその検討

##### (1) 罰金の取締役に対する転嫁

罰金の転嫁について問題となりうる点としては、①刑罰の一身専属性、②二重処罰への該当性である。

##### ① 刑罰の一身専属性

まず、刑罰の一身専属性については、法人に科せられる罰金は「法人固有の刑罰」であることから、それを民事上の損害賠償請求を通じて取締役に対して転嫁することは刑罰の一身専属性の観点から許容されないという批判がある<sup>20</sup>。しかし、この点については、(a) 法人処罰との関係で重要なことは法人を処罰するという「プロセス」そのものであって、一度罰金を科することでその目的自体は達成されるのであるから、その後に民事上の損害賠償請求を通じて取締役に対して当該金銭相当額の転嫁が行われたとしても、それは会社財産に生じた損害の補填にすぎず、法人処罰の趣旨・目的（法人の意思決定に対する社会倫理的非難）は損なわれないこと<sup>21</sup>、さらには (b) 誰かを身代わりとして処罰する場合のように刑事法の本質的な要請として回避すべき事態とは異なるし、また刑罰のスティグマ

<sup>19</sup> 笠原武朗「会社への制裁と取締役の会社に対する損害賠償責任」山田泰弘＝伊東研祐編『会社法罰則の検証—会社法と刑事法のクロスオーバー』（日本評論社、2015）301頁。東京地判平成8年6月20日判例時報1572号27頁（日本航空電子工業事件）、大阪地判平成12年9月20日判例タイムズ1047号86頁（大和銀行事件）等参照。

<sup>20</sup> 佐伯仁志『制裁論』（有斐閣、2009）157頁以下。

<sup>21</sup> 松井秀征「会社に対する金銭的制裁と取締役の会社法上の責任」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の理論（上巻）』（商事法務、2007）575～576頁。

効果までは損害賠償を通じて転嫁できるものではない<sup>22</sup>といった反論が展開されている。

この点については、法人に対して懲役刑等の身体的拘束を伴う自由刑を科することが事実上不可能であるという事実が法人処罰において「金銭的負担」という方法が選択されている実質的な背景であることに鑑みれば、「金銭的な負担」それ自体は「法人の意思決定に対する社会倫理的非難」という最終的な趣旨・目的に到達するための「手段」にすぎないと考え、一身専属性そのみでは法人の罰金を取締役に移すことを否定する根拠とはならないという見方もできるように思われる（特に先の日本航空電子工業事件における日本の罰金500万円のように法人の金銭的負担が自然人レベルにとどまっている場合にはこのことが当てはまる）。

## ② 二重処罰該当性

### (a) 転嫁を制約すべき根拠

両罰規定により自然人として処罰（罰金刑・自由刑）された取締役が民事上の損害賠償請求を受けて法人の支払った罰金相当額をも負担することになる場合、それが実質的な二重処罰に該当する可能性が指摘されている<sup>23</sup>。これらの学説は特に法人の罰金額が法人重科によって多額にのぼる場合を問題視し、法人重科の規定が法人の資力や法人には自由刑を科しえないことを理由に高額とされていることなどを念頭に置くとその転嫁は許容されないとするのである<sup>24</sup>。さらには社会的制裁の存在をも念頭におき、法令違反行為に対する規律付けとしては、①当該法令それ自体による制裁、②会社法における取締役の損害賠償責任、③社会的制裁（例：不買運動による利益減少）といったものが考えられるところ、会社法上の損害賠償責任以外の抑止手段が十分に機能しているといえるのであれば、あえて会社法が他の法令による制裁に介入する（損害賠償請求を認める）必要はないという選択肢が理論的にはありうることも示唆されている<sup>25</sup>。こうした学説の要旨は重大な法令違反行為を行った法人やその取締役であったとしてもむやみに各種の制裁を際限なく科せばよいというのではなく、各種制裁・抑止手段の間においてその関係性を調整すべきことを主張される点で示唆に富む。

### (b) 転嫁を肯定すべき根拠

一方、この点に対する反論としては、①自然人である取締役の資力が不十分である場合（法人重科の場合、多くのケースで当てはまるだろう）には、法人の罰金を全額賠償すること

<sup>22</sup> 笠原・前掲（注19）298頁。

<sup>23</sup> 佐伯・前掲（注20）159～161頁、上村達男「取締役が対会社責任を負う場合における損害賠償の範囲」商事法務1600号（2001）9頁。

<sup>24</sup> この点については、松井・前掲（注21）578頁も参照。

<sup>25</sup> 船津浩司「法令遵守に係る取締役の義務と責任に関する基礎的考察」同志社法学61巻2号（2009）815頁。

は実質的に困難であり、会社の懐が痛まないという問題は実際には生じないため、法人に対して罰金を科すという両罰規定（及び法人重科）の趣旨は没却されない点<sup>26</sup>や②法人が支払った金銭的制裁は結局のところ別人格である「株主」などの会社利害関係者が実質的に負担するのであるから、より大きな問題であるのは別人格への移転そのものよりも株主と取締役の間における損害負担割合の適正さである点<sup>27</sup>などが考えられる。

### (c) 検討

この点は政策的な問題の要素も多分に含んでおり難問<sup>28</sup>である。先に筆者は法人に科せられる罰金はあくまで法人処罰を実現するための「手段」にすぎないと考える余地もあることを指摘したが、法人重科が規定されている場合には自然人と法人で負担する金額にあまりに大きな開きがあることから、法人の金銭的負担をそのように割り切ることはできないように思われる。

ただ、罰金の転嫁を当初より否定する場合には違法行為の実行行為者である取締役個人に対する規律付けは当該個人を対象に科せられる罰金刑・自由刑によって十分であるというスタンスを採用することになるけれども、当該個人の情状や資力その他の事情を念頭に置くとそれだけでは処罰の対象となった行為の抑止や予防的効果としては不十分であると認められる場合も生じよう。特に一般予防効果の観点からは、事前の段階において違法行為の発覚率や発覚した場合の各種制裁の発動状況（特に社会的制裁）を正確に把握することが困難であることを踏まえると、組織的に実行される悪質かつ発覚しにくい法令違反行為であればあるほど、法人の構成員が目先の短期的な利益を重視する傾向が生じてしまう危険性がある。その意味では、いざ違法行為が発覚した場合には会社法上の制裁手段である取締役の損害賠償責任を通じて刑事罰が転嫁されるリスクがあることを法人の構成員に対して警告しておくことにも有用性が認められるように思われるのである。

一方、基本的に転嫁を許容する立場を採用した場合、確かに法人の資力に注目した多額の罰金額が取締役個人に降りかかって過剰な制裁となる可能性も認められるが、そのような場合には、結局は訴訟上の和解（会社法 850 条）や具体的な状況に応じて過失相殺、寄

<sup>26</sup> 弥永真生『会社法の実践トピックス 24』（日本評論社、2009）190 頁。

<sup>27</sup> 杉村和俊「金融規制における課徴金制度の抑止効果と法的課題」金融研究 2015 年 7 月号 168 頁。主として課徴金転嫁の可否の文脈で論じられている点であるが、罰金についても同様に当てはまる問題ではなからうか。

<sup>28</sup> 佐伯仁志「企業のコンプライアンスと刑法の役割」金融・商事判例 1575 号（2019）1 頁が、法人重科の罰金を取締役に移すことにつき本文記載のような難点があることを指摘しながらも、一方で「しかし、会社の法令違反について非難すべきなのは違反行為を行った役職員やこれを防止できなかった役員であって、会社はいわば被害者であるから、罰金の転嫁によって責任のある者が「処罰」されることが望ましい、という考えもあり得る」と述べていることは、この問題が多分に政策的な問題であることを示唆しているように思われる。

与度減責等の損害賠償額算定上の法技術を用いることになる。そうであれば、これらの手段に様々な改善点があることは承知しながらも、基本的には罰金額の転嫁を認める立場を採用した上で、損害賠償額（法人＝株主と取締役の間における適切な損害負担比率）を適切に調整するための手段を洗練させていくことが望ましい方向性ではないだろうか<sup>29</sup>。

### ③ 東京高判令和元年5月16日資料版商事法務425号31頁（オリンパス事件）

これまでこの問題をあまり意識的には論じてこなかった裁判所がより明確な態度を打ち出したことで注目されるのがオリンパス事件である。本事件は、虚偽記載有価証券報告書提出罪で法人および元取締役らに有罪判決が下され、自然人として懲役刑（執行猶予付）に処せられた元取締役らに対する罰金及び課徴金の転嫁が認められるか否かが問題とされた事件である。東京高裁は、①会社が自らの責任財産をもって課徴金・罰金の支払いをし、納付を完了したことによって会社に対して課徴金・罰金を科した目的は達成されるから、その後の取締役による賠償は問題ないこと、②公平の見地や違法行為の抑止の観点からは取締役に損害賠償責任を負わせることが妥当であること、③会社規模によっては通常取引において任務懈怠があった場合についても巨額の賠償責任を負うことがあるのであるから課徴金・罰金についてのみ別異に解するべき理由はないこと、④民事上の請求では二重処罰は問題にならないことなどを明示的に判示したが、本稿の検討からは穏当な内容であると思われる。

## (2) 課徴金の取締役に対する転嫁

### ① 法人処罰の場合と比較した特徴

課徴金の取締役に対する転嫁については、罰金について問題となっていた一身専属性や両罰規定、法人重科などといった様々な制約要素が存在しないため、基本的には違法行為抑止の観点から取締役の会社に対する損害賠償責任を通じて転嫁することを認めることに問題はない。

### ② 近時の裁判例にみる課徴金の趣旨と転嫁の可否

この点につき、仙台地判平成27年1月14日LEX/DB25506084（京王ズホールディングス事件）において被告取締役らは、仮に被告らが会社に対して会社が負担した課徴金相当額を賠償した場合、会社が利得を回復することになり課徴金の制度趣旨に反するため、被告取締役らの行為（虚偽記載のある有価証券報告書等の提出）と課徴金を納付したことによって会社に生じた損害の間には相当因果関係が存在しない旨を主張した。これに対し

<sup>29</sup> 仮に転嫁を否定する立場を採用するならば立法によってその点やその範囲を明確にするべきことが望ましいように思われる。この点については松井・前掲（注21）589頁参照。



判旨は「課徴金制度の趣旨から直ちに課徴金について役員に対する転嫁を許容していないとの解釈が導かれるということはできず、本件において、そのように解釈すべき事情も認められない」として被告らの主張を退けたが、妥当であろう。先にみたようにわが国の課徴金制度は違反行為者が得るであろう「経済的利得相当額」を基準としつつも、その額はあくまでも制度運用上のメルクマールにすぎず、違法行為抑止目的で運用される課徴金加算・減算制度においても課徴金賦課の際の「経済的利得相当額」を柔軟に調整することで対応していた。すなわち、利得の帰趨それ自体は課徴金制度の趣旨からは大きな問題ではないといえよう。

### ③ 転嫁を許容すべきではない個別事情

それでもなお、判旨のいう「課徴金の転嫁を許容すべきではない個別事情」という点が問題となりうるが、この点について一つ考えられるのは、被告である取締役以外の会社関係者に利得相当額を残存させておくことそれ自体が違法行為の抑止（一般的予防及び再発防止）の観点から望ましくないと考えられる場合である。例えば、違法行為抑止の観点からは大株主や支配株主が支配するタイプの会社と経営者が支配する会社においては異なった検討を要することが一般的にいわれるけれども、会社の大株主が実質的に違法行為を主導して取締役会に命じて実行行為を行わせたような場合には、それが発覚したからといって実行行為者である取締役に対して少なくとも損害の全額を請求することは許されないと解する余地はあろう<sup>30</sup>。結局のところ、転嫁を許容すべきではない個別事情というのは一般的な民事賠償における責任割合の認定あるいはそもそも過失責任それ自体を否定すべき場合がほとんどであるのかもしれない<sup>31</sup>。

## IV 結語

本稿では主として金融商品取引法上の罰金・課徴金制度を念頭において、それらを民事上の損害賠償請求（会社法 423 条）を通じて取締役に転嫁することの可否について若干の検討を試みた。しかし、その内容は論点整理や覚書の範疇にとどまっており、未だ十分な検討ができていない。この問題は罰金（刑事法）や課徴金（行政法、憲法）といった他の法領域にも跨るものであるため、より本格的な検討を行うためには今後さらなる研鑽が必要であることを筆者自身自覚している。今後は比較法的な視点をも踏まえてより深い検討を行ってきたい。

<sup>30</sup> この点については、大橋敏道「独占禁止法違反行為と株主代表訴訟」福岡大学法学論叢 42 巻 1 号（1997）78 頁、寺前慎太郎「本件判批」商事法務 2185 号（2018）51 頁など参照。

<sup>31</sup> 久保大作「本件判批」ジュリスト 1492 号（2016）106 頁は「個別の事情により転嫁することが妥当でないと認められるケースのほとんどは、そもそも任務懈怠が認められないであろう」と述べられる。